

箕面市を退職された皆様へ

「地方公務員法」及び「箕面市職員の退職管理に関する条例」に基づき、職員の退職管理の適正化を図ることで、市政に対する市民の信頼確保に取り組んでいます。



退職者に対する規制は、次の2つです。

1 再就職者による職員への働きかけ禁止

* 地方公務員法 第38条の2関係

* 箕面市職員の退職管理に関する条例 第2条

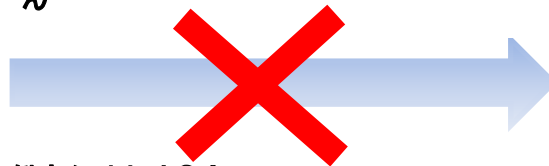


再就職者

営利企業に再就職した
元職員

非営利法人に再就職した
元職員

再就職者は、再就職先の営利企業等との
契約や処分（許認可等）に関する事務に
関して元の職場に働きかけてはいけませ
ん



働きかけとは？！
→再就職者が職員に対して、職務上の行為
をするよう（しないよう）に要求又は依頼
をすること

現職職員

※再就職者が在職していた
執行機関の組織等の職員



対象者	相手方	職務の内容	期間
全ての再就職者	退職前5年間に在職していた部署の職員	契約事務・処分(※1)で、退職前5年間の職務に関するもの	離職後2年間
	在職していた部署の職員	本市と再就職企業等との間における自ら最終決裁権者となり締結・決定した契約・処分	期限なし
(上記に加えて) 退職日の5年前の日より前に規制対象となる役職経験のある再就職者	規制対象となる役職在職時の部署の職員	契約事務・処分(※1)で、規制対象となる役職在職時の職務に関するもの	離職後2年間

※1 契約事務・処分

本市と再就職先の営利企業等との間で締結される契約や処分（許認可等）に関する事務

働きかけに
該当する

例：入札予定価格を聞き出すこと
例：再就職先企業への行政指導を甘くするよう要求すること

働きかけに
該当しない

例：箕面市からの受託業務を遂行するために必要な事項を問い合わせること
例：公開情報の提供を求めること

2 再就職情報の届出義務

* 地方公務員法 第38条の6第1項関係

* 箕面市職員の退職管理に関する条例 第3条



規制対象となる役職に就いていた方は、退職後2年間に営利企業等に再就職した場合は、「再就職先届出書(様式第2号)」の提出が必要です。



「規制対象となる役職」(1・2共通)

部局名	役職名
市長部局	部長、副部長
消防本部	消防長
上下水道局	局長
ボートレース事業局	局長
議会事務局	事務局長
教育委員会事務局	副教育長、部長
選挙管理委員会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長
公平委員会事務局	事務局長
農業委員会事務局	事務局長



箕面市役所 総務部職員課
TEL:072-724-6707